

## 《緊急通達》

4種登録チーム各位

(公財)愛知県サッカー協会  
4種委員会  
委員長 深井 晃

### 保護者による暴力・暴言行為についての懲罰適用

昨年11月、全日U12愛知県大会1・2回戦大会会場にて、試合観戦時に路上駐車をしていた選手の保護者に対し、協会役員が路上駐車目的の確認と車両移動を促したところ、虚偽の報告、更には逆恨みによる恫喝行為と受け取れる過激な発言、反応がありました。

その場には、該当するチームスタッフ及び協会役員複数で対応したものの、威圧的な行動を執拗に繰り返し、対応した役員はこの行為により相当な恐怖心と精神的苦痛を受けました。

愛知県サッカー協会（AIFA）の大会事業は各チーム等からご協力いただくボランティアの役員により開催できています。

JFA発信のレスpekt宣言では、サッカーに関わる全ての活動において暴力・暴言の根絶を謳っています。これは選手、指導者、運営スタッフ等、サッカーに関わる全ての人々が対象となり、特に4種年代では保護者関わりも大きいことから当然対象になります。

前代未聞の事態が起きたことにとっても驚くとともに、非常に悲しく残念な思いです。

これらの行為は断じて許されるものではありませんが、保護者が対象の案件に対してのチームへの懲罰規定がありません。

AIFA4種委員会として、今回の一件の事態を受けとめ、今後はこのような、保護者が起こした事案でも「チーム関係者」とみなし、チームへの懲罰対象とします。

勿論、問題を起こした本人やその選手も懲罰の対象となります。

大会期間中に起きた場合は、即時参加自粛、以後の試合は不戦負けとします。

保護者の場合、同一チームに兄弟がいる場合もありますので、全てのカテゴリでの懲罰となります。

チーム関係者は改めて今回の事案を重く見て、チーム全員で今回の事案を共有し、再発防止に努めてください。

今年度、残りの事業から即時適用していきます。

子どもたち、関わる皆様にとって安心安全な大会の開催持続のため、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。